

## 警察職員の特殊勤務手当に関する規則の実施規程

〔 昭和46年 3 月23日  
本部訓令第11号 〕

警察職員の特殊勤務手当に関する規則の実施規程を次のように定める。

警察職員の特殊勤務手当に関する規則の実施規程

(趣旨)

第1条 この規程は、警察職員の特殊勤務手当に関する規則（昭和35年兵庫県公安委員会規則第9号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、特殊勤務手当（以下「手当」という。）を支給する職員の登録及び指定並びに手当の支給手続その他規則の実施について必要な事項を定めるものとする。

(職員の登録等)

第2条 規則第2条に規定する職員に係る登録は、人事管理業務（人事記録の取扱いに関する訓令（平成28年兵庫県警察本部訓令第10号）第4条第1項に規定する人事管理業務をいう。）又は電子情報処理組織（警察職員給与事務取扱規程（昭和50年兵庫県警察本部訓令第10号）第16条第1項に規定する電子情報処理組織をいう。以下同じ。）により所属長が行うものとする。

2 勤務時間管理員（兵庫県警察職員勤務規程（昭和30年兵庫県警察本部訓令第29号。以下「勤務規程」という。）第28条の2に規定する者をいう。以下同じ。）は、別表第1の該当職員欄に掲げる職員として登録された職員が、作業等の区分欄の作業を行ったときは、電子情報処理組織を使用してシステム入力（電子情報処理組織による給与事務取扱要領の制定について（昭和50年兵警務例規第7号）第1の2の(8)に規定するシステム入力をいう。以下同じ。）をするものとする。

3 勤務時間管理員は、給与事務担当者（警察職員給与事務取扱規程（昭和50年兵庫県警察本部訓令第10号。以下「給与事務取扱規程」という。）第6条に規定する者をいう。）にシステム入力を行わせることができる。

(指定等)

第3条 規則第2条の規定により本部長が指定する職員は、別表第2の指定職員欄に掲げるものとする。

2 別表第2の指定職員欄に掲げる職員が、別表第2の作業等の区分欄の作業を行ったときは、システム入力するものとし、前条第2項及び第3に規定するシステム入力に準じて行うものとする。

(職員が作業に従事した場合の措置)

第4条 職員が別表第3の作業等の区分の作業を行ったときは、システム入力するものとし、第2条第2項及び第3に規定するシステム入力に準じて行うものとする。

(所属を兼務する職員に係る措置)

第5条 第2条から前条の場合において、所属を兼務する職員が兼務所属で特殊勤務に従事したときは、兼務所属の所属長は、当該職員に係る特殊勤務への従事の状況を翌月2日までに本務所属の所属長に通知するものとする。

(システム入力が適当でない場合の措置)

第6条 本部長は、第2条から第4条までに規定するシステム入力のうち、適当でないと認めるものがあるときは、その旨を所属長に通知するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、昭和46年4月1日から施行する。

(警察職員の特殊勤務手当に関する実施規程等の廃止)

2 警察職員の特殊勤務手当に関する実施規程（昭和35年兵庫県警察本部訓令第32号。以下「旧規程」という。）及び警察職員の特殊勤務手当に関する実施規程の運用について（昭和43年兵警務例規第19号の3）は、廃止する。

(経過措置)

3 この規程の施行前に、旧規程に基づいて行われた職員の登録及び指定は、この規程の

相当規定により行われたものとみなす。

(東日本大震災に対処するための手当の特例)

- 4 規則附則第6項に規定する本部長が定める施設は免震重要棟及び新事務棟とし、同項に規定する本部長が定める原子炉建屋は東京電力株式会社福島第一原子力発電所1号機から4号機までの原子炉建屋とする。
- 5 勤務時間管理員は、職員が、警察職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和35年兵庫県条例第50号。以下「条例」という。)附則第5項の規定により読み替えて適用する条例第2条第1項第14号の作業、条例附則第6項の規定により読み替えて適用する条例第2条第1項第15号の作業又は条例附則第7項に規定する作業に従事したときは、当該作業の内容を実績簿(2)に記録し、所属長の確認を得なければならない。

附 則 (昭和47年3月30日本部訓令第8号)

(施行期日)

- 1 この訓令は、昭和47年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 改正後の別記様式第4号及び第6号と同趣旨の改正前の様式による用紙は、この訓令施行後においても、なお当分の間使用することができる。

附 則 (昭和48年3月20日本部訓令第6号)

(施行期日)

この訓令は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則 (昭和48年8月17日本部訓令第26号)

この訓令は、昭和48年8月17日から施行する。

附 則 (昭和49年4月1日本部訓令第11号)

この訓令は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則 (昭和50年3月18日本部訓令第3号)

この訓令は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則 (昭和51年3月31日本部訓令第6号)

(施行期日)

- 1 この訓令は、昭和51年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 改正後の別記様式第1号及び第5号と同趣旨の改正前の様式による用紙は、この訓令施行後においても、なお当分の間使用することができる。

附 則 (昭和52年3月30日本部訓令第7号)

(施行期日)

- 1 この訓令は、昭和52年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 改正後の別記様式第7号から第10号までと同趣旨の改正前の様式による用紙は、この訓令施行後においても、なお当分の間使用することができる。

附 則 (昭和52年6月1日本部訓令第12号)

この訓令は、昭和52年6月7日から施行する。

附 則 (昭和53年3月31日本部訓令第7号)

(施行期日)

- 1 この訓令は、昭和53年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別記様式第6号と同趣旨の改正前の様式による用紙は、この訓令施行後においても、なお当分の間使用することができる。

附 則 (昭和54年3月30日本部訓令第6号)

(施行期日)

- 1 この訓令は、昭和54年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別記様式第7号から第10号までと同趣旨の改正前の様式による用紙は、この訓令施行後においても、なお当分の間使用することができる。

附 則 (昭和55年4月1日本部訓令第12号)

(施行期日)

- 1 この訓令は、昭和55年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別記様式第8号と同趣旨の改正前の様式による用紙は、この訓令施行後においても、なお当分の間使用することができる。

附 則 (昭和56年4月1日本部訓令第4号)

(施行期日)

- 1 この訓令は、昭和56年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別記様式第4号と同趣旨の改正前の様式による用紙は、この訓令施行後においても、なお当分の間使用することができる。

附 則 (昭和58年4月1日本部訓令第3号)

この訓令は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則 (昭和59年3月31日本部訓令第13号)

(施行期日)

- 1 この訓令は、昭和59年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令施行の際、現に改正前の警察職員の特殊勤務手当に関する規則の実施規程に基づいて行われた職員の登録及び指定は、この訓令の相当規定により行われたものとみなす。

- 3 改正前の様式(別記様式第2号を除く。)は、この訓令施行後においても、なお当分の間使用することができる。

附 則 (昭和60年3月11日本部訓令第6号)

(施行期日)

- 1 この訓令は、昭和60年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令施行の際現に改正前の警察職員の特殊勤務手当に関する規則の実施規程に基づいて行われた職員の登録は、この訓令の相当規定により行われたものとみなす。

附 則 (昭和61年4月1日本部訓令第5号)

(施行期日)

1 この訓令は、昭和61年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令による改正前の規定によって作成された帳票は、この訓令の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則 (昭和62年2月27日本部訓令第5号)

この訓令は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則 (昭和62年3月31日本部訓令第11号)

(施行期日)

この訓令は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則 (昭和63年3月26日本部訓令第8号)

この訓令は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則 (平成元年5月10日本部訓令第12号)

この訓令は、平成元年5月13日から施行する。

附 則 (平成2年3月28日本部訓令第14号)

(施行期日)

1 この訓令は、平成2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令の施行の際、現に作成している帳票は、この訓令の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則 (平成3年3月27日本部訓令第6号)

(施行期日)

1 この訓令は、平成3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令の施行の際、現に作成している帳票は、この訓令の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則 (平成4年4月1日本部訓令第15号)

(施行期日)

この訓令は、平成4年4月1日から施行する。

附 則 (平成4年6月6日本部訓令第27号)

この訓令は、平成4年6月6日から施行する。

附 則 (平成5年3月29日本部訓令第7号)

この訓令は、平成5年4月1日から施行する。

附 則 (平成6年3月28日本部訓令第6号)

この訓令は、平成6年4月1日から施行する。

附 則 (平成6年11月1日本部訓令第33号)

この訓令は、平成7年1月1日から施行する。

附 則 (平成8年3月11日本部訓令第3号)

この訓令は、平成8年4月1日から施行する。

附 則 (平成9年3月19日本部訓令第6号)

この訓令は、平成9年4月1日から施行する。

附 則 (平成11年3月31日本部訓令第10号)

この訓令は、平成11年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年6月14日本部訓令第3号)

この訓令は、平成12年6月14日から施行する。

附 則 (平成15年3月28日本部訓令第11号)

この訓令は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年3月31日本部訓令第12号)

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年12月18日本部訓令第36号)

この訓令は、平成19年1月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月30日本部訓令第7号)

(施行期日)

1 この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令の施行の際、現に作成している帳票は、この訓令の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則 (平成20年3月28日本部訓令第8号)

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月30日本部訓令第5号)

(施行期日)

1 この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令の施行の際、現に作成している帳票は、この訓令の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則 (平成26年3月24日本部訓令第5号)

この訓令は、平成26年5月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月3日本部訓令第8号)

(施行期日)

1 この訓令は、平成27年3月3日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令の施行の際、現に作成している帳票は、この訓令の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

この訓令は、平成29年1月1日から施行する。

附 則 (平成28年12月26日本部訓令第27号)